

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年 12月 9日

横浜市契約事務受任者
教育次長

1 契約の概要

元街小学校における緊急危険傾斜樹木伐採等業務委託

2 履行（納品）場所

横浜市中区山手町36番地 元街小学校

3 契約日

令和4年9月20日

4 履行期限

令和4年11月18日

5 契約金額

3,663,000円

6 契約の相手方（名称及び所在）

住所 横浜市神奈川区菅田町1000

名称 株式会社新正園 代表取締役 新堀 肇

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

台風14号の強風で、樺の木（幹周3m50cm超／高さ20m超）が児童通路頭上に約45度傾き、極めて危険な状況となった。児童・保護者及び職員の安全性が失われ、学校運営に支障があったため、緊急での伐採及び当該樹木により倒壊したフェンスやインターロッキングの修繕を実施した。

8 契約の相手方の選定理由

災害協力事業者名簿の中から、当該箇所を熟知しており迅速に対応可能な有資格者を選定した。

9 所管課

教育委員会事務局 教育施設課